

発議案第 3 2 号

認知症との共生社会の実現を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 1 2 月 8 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	末 永 隆
賛成者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
	同	大 塚 裕 介
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、認知症との共生社会の実現を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、共生社会の実現を推進するための認知症基本法がさきの国会で成立した。現在、政府の認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族を始め、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立って方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するという目的に向け、認知症施策を国と地方が一体となって講じていくときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、持てる力をいかしながら、周囲や地域の理解と協力の下、地域の中で尊厳が守られ、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、本市議会は国に対し、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置を含め、行政の体制を一層強化し、一刻も早く認知症との共生社会を各地域で実現するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

1 認知症基本法の円滑な施行

本年6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に当たっては、立法の趣旨を踏まえた円滑な施行に向け、施行後に設置する認知症施策推進本部を始めとした準備に万全を期すこと。特に認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかな日常生活を営めるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根ざした希望のある新しい認知症観を確立できるよう、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。

2 地方自治体への支援の強化

地方自治体の都道府県認知症施策推進計画、市町村認知症施策推進計画の策定においては、これまでの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材を派遣するなど、適切な支援を行うこと。また、各地方自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。

3 地方自治体の組織体制の強化等

地域住民に対する法の理念等の啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りを排し、総合的かつ継続的に推進すること。また、各地方自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

4 認知症の人の働きたいというニーズに応える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズに応える環境整備が重要である。若年性認知症やその他の認知症の人々の就労や社会参画を支える体制の整備を推進するとともに、相談体制を充実させ、認知症と診断されても、本人の状態に応じて社会の一員として安心して生活できるように、事業者も含めて社会環境を整備すること。

5 認知症の人を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみの世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所介護、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

6 身寄りのない人にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない人を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し、総体的かつ柔軟に寄り添い支えるため、成年後見制度や身元保証等の在り方について、現状の課題を整理し、検討を進めること。また、住まいに課題を抱える人々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施

体制を整備すること。

7 認知症に関する基本事項を国民が繰り返し学べる環境の整備

全ての国民が認知症に正しく向き合える社会環境を整えるため、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス、地域支援を受けることができるのか（認知症ケアパス）について、また、認知症の人を支える周囲の人による意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、「驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけない」などの配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）について、国民が繰り返し学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

八千代市議会

提出先

総務大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様